

シノーズ国営ほ場整備 ⑫

ただいま本同意徴集期間です

令和2年3月より、ほ場整備事業の本同意をいただくためにご訪問しています。詳しい事業内容の説明などを行っていますが、よくある質問としては下記のようなものがあります。

Q. 受益者の負担金について

A. 地区の農地を担い手に集積することで、国からの促進費の交付を受けられます。事前に換地と併せて集積の計画も作成し、負担金ゼロを目標に取り組みます。

Q. 本同意時点の計画でそのまま工事を行うのか。

A. 本同意は事業への参加の意思表示となりますが、その時点での計画のまま工事をすることはありません。地権者の皆様からの本同意を得て、土地改良事業計画の事業申請を国へ行います。国からの事業認可（令和3年1月予定）の後、各団地で詳細な工事計画を立てる作業に入ります。みなさまのご意見・ご要望を十分に踏まえた計画を作成し、皆様から了承を得たのちに工事に取り掛かります。したがって、現時点の計画でそのまま工事に取り掛かることはありません。



地域の農地・農業を守っていくための事業と考えていますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

■問い合わせ 農地整備課 ☎880-6586

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆学生納付特例申請書を送付しました

令和元年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和2年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を4月初旬にお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和2年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、学生証の写し、または在学証明書を添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に学生証の写し等を添付して申請してください。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111
（自動音声案内に従って②→②と押すと、国民年金課に繋がります。）
市民課年金係 ☎880-6555